

内閣府、総務省、法務省、
○財務省、厚生労働省、農林水産省、令第三号
経済産業省、国土交通省

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第四項並びに第六条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣臨時代理

国务大臣 林 芳正

総務大臣 村上誠一郎

法務大臣 鈴木 馨祐

財務大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣 福岡 資麿

農林水産大臣 小泉進次郎

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(顧客等の本人特定事項の確認方法)

第六条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同

項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。） 次に掲げる方法のいずれか

「イ・ロ 略」

ハ 当該顧客等若しくはその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は同号ハに掲げる書類及び同号ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。以下この号において同じ。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受ける方法

ニ 「略」

「号の細分を削る。」

改正前

(顧客等の本人特定事項の確認方法)

第六条 「同上」

一 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 当該顧客等若しくはその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は同号ハに掲げる書類及び同号ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。ニ及びびりにおいて同じ。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受ける方法

ニ 「同上」

ホ 当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供する

ソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であつて、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該

ホ
「略」

へ 当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号又は第四号に定めるもの（同条第一号二及びホに掲げるものを除き、一を限り発行又は発給されたものであって、氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法（取引の相手方が次の(1)又は(2)に規定する氏名、住居及び生年月日の確認に係る顧客等になりすましている疑いがある取引又は当該確認が行われた際に氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間における取引を行う場合を除く。）

ト
「同上」

写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるとをいう。）の送信を受ける方法

へ 当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号又は第四号に定めるもの（同条第一号二及びホに掲げるものを除き、一を限り発行又は発給されたものに限る。以下トにおいて単に「本人確認書類」という。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受け、又は当該顧客等若しくはその代表者等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該顧客等の本人確認書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法（取引の相手方が次の(1)又は(2)に規定する氏名、住居及び生年月日の確認に係る顧客等になりすましている疑いがある取引又は当該確認が行われた際に氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が氏名、住居及び生

〔1〕・(2) 略〕

ト|| 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ニに掲げるものの送付を受け、又は特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、当該顧客等若しくはその代表者等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該顧客等の本人確認書類のうち同条第一号若しくは第四号に定めるもの（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

〔号の細分を削る。〕

年月日を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間における取引を行う場合を除く。）

〔1〕・(2) 同上〕

チ|| 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの（以下チ並びにリ及びヌにおいて単に「本人確認書類」という。）の送付を受け、又は当該顧客等の本人確認書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類（次条第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報であつて、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信（当該本人確認用画像情報にあつては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

リ|| 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の現在の住居の記載がある本人確認書類のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該顧客等の本人確認書類の写し及び当該顧客

チ

次の(1)若しくは(2)に掲げる取引又は当該顧客等との間で(2)に掲げる取引と同時に若しくは連続して行われる令第七条第一項第一号テ若しくはサに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号又は第四号に定めるものの写し(当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し)の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居(当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がない場合にあつては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居)に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ヌ

等の現在の住居の記載がある補完書類(次項第三号に掲げる書類にあつては、当該顧客等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類(当該顧客等のものに限る。)とする。)若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客等の住居(当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がない場合にあつては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居)に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

〔1〕・〔2〕 略

リ 当該顧客等から、カード代替電磁的記録（番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）のうち、当該顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。又及び第二十条第一項第五号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該顧客等のものであることとの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により提供されるプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。又及び第二十条第一項第五号において同じ。）を行う方法

又、フ 「略」

ワ 当該顧客等から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該顧客等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子

〔1〕・〔2〕 同上

ル 当該顧客等から、カード代替電磁的記録（番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）のうち、当該顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。又及び第二十条第一項第五号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該顧客等のものであることとの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により提供されるプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。又及び第二十条第一項第五号において同じ。）を行う方法

又、カ 「同上」

ヨ 当該顧客等から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該顧客等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるもの）に限り、当該顧客等に係る利用者（電子署名法第二条

署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

カ 当該顧客等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下カ及びビヨにおいて同じ。）又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの（同条第一号ニに掲げるものを除く。）の送付を受け、又は特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影させた当該顧客等の本人確認書類（同条第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報であつて、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該顧客等の住居に宛

第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署

名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年法務

総務
経済産業

省
省令第二号）第五条第一項各号に掲げる方法により行われて
省

発行されるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

「号の細分を加える。」

てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ヨ|| 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の現在の住居の記載がある本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの（以下ヨにおいて単に「本人確認書類」という。）のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該顧客等の本人確認書類の写し及び当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（次項第三号に掲げる書類にあつては、当該顧客等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該顧客等のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客等の住居（当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がない場合にあつては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

二 「略」

三 法人である顧客等 次に掲げる方法のいずれか

「イ、ハ 略」

二 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち次条第二号又は第四号に定めるもの（当該顧客等が外国に本店又は主たる事務所を有する法人である場合にあつては、当該本人確認書

「号の細分を加える。」

二 「同上」

三 「同上」

「イ、ハ 同上」

二 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち次条第二号若しくは第四号に定めるもの又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該

類又はその写し)の送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ホ 「略」

2 特定事業者は、前項第一号イからトまで、リ若しくはカ又は第三号イ若しくはニに掲げる方法(同項第一号ハに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか(本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。

以下「補完書類」という。)の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。)により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類(同項第一号ホからトまで、リ若しくはカに掲げる方法により住民基本台帳

顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ホ 「同上」

2 特定事業者は、前項第一号イからチまで、又若しくはル又は第三号イ若しくはニに掲げる方法(同項第一号ハに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか(本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。

以下「補完書類」という。)の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。)により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧

法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合又は同項第三号ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合にあっては、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し〔の送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、ト若しくはカ又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。〕

「一〇五 略」

3 特定事業者は、第一項第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該顧客等の本店等に代えて、当該顧客等の代表者等から、当該顧客等の営業所であると認められる場所の記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類（当該場所が外国に所在し、かつ、当該顧客等が外国に本店又は主たる事務所を有する法人である場合にあっては、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

4 特定事業者は、第一項第一号ロ、ト、チ、カ若しくはヨ又は第三

客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、チ若しくはヌ又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

「一〇五 同上」

3 特定事業者は、第一項第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該顧客等の本店等に代えて、当該顧客等の代表者等から、当該顧客等の営業所であると認められる場所の記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

4 特定事業者は、第一項第一号ロ若しくはチからヌまで又は第三

三号口から二までに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

一 当該特定事業者の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しに記載され、当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客等の住居又は本店等に赴いて当該顧客等（法人である場合にあつては、その代表者等）に取引関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

〔二・三 略〕

（本人確認書類）

第七条 前条第一項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ロ及びホ並びに第二号ロに掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

号口から二までに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

一 当該特定事業者の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客等の住居又は本店等に赴いて当該顧客等（法人である場合にあつては、その代表者等）に取引関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

〔二・三 同上〕

（本人確認書類）

第七条 前条第一項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ロ及びホ並びに第二号ロに掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあつて

一 自然人（第三号及び第四号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類のいずれか

「イ・ロ 略」

ハ 在留カード、特別永住者証明書若しくは個人番号カード（イに掲げるものを除く。）又は精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものを除く。）、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ニ 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）又はこれらに類するもの（官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、偽造を防止するための措置が講じられたものに限る。）

ホ 「略」

「二〇四 略」

は特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 在留カード、特別永住者証明書若しくは個人番号カード（イに掲げるものを除く。）若しくは精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものを除く。）、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

ニ 印鑑登録証明書（ハに掲げるものを除く。）、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）

ホ 「同上」

「二〇四 同上」

(代表者等の本人特定事項の確認方法)

第十二条 法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定又は同条第四項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定による代表者等の本人特定事項の確認の方法については、第六条第一項(同項第一号(チを除く。))に係る部分に限る。)及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六條第一項第一号	〔略〕	
	第六條第一項第一号 二及びホ	当該顧客等又はその代表者等
第六條第一項第一号	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
	当該顧客等の	当該代表者等の
	顧客等に	顧客等に
	顧客等(代表者等(
	顧客等を	代表者等を
	当該顧客等しか	当該代表者等しか
	当該顧客等が	当該代表者等が
	顧客等と	代表者等と
	当該顧客等又はその	当該代表者等

(代表者等の本人特定事項の確認方法)

第十二条 法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定又は同条第四項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定による代表者等の本人特定事項の確認の方法については、第六条第一項(同項第一号(又を除く。))に係る部分に限る。)及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六條第一項第一号	〔同上〕	
	第六條第一項第一号 二からへまで及びチ	当該顧客等又はその代表者等
第六條第一項第一号	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
	当該顧客等の	当該代表者等の
	当該顧客等若しくはその代表者等	当該代表者等
	顧客等に	顧客等に
	顧客等(代表者等(
	顧客等を	代表者等を
	当該顧客等しか	当該代表者等しか
	当該顧客等が	当該代表者等が
	顧客等と	代表者等と
	当該顧客等又はその	当該代表者等

第六條第二項各号列	第六條第一項第一号 ヨ	代表者等	当該顧客等の 当該顧客等若しくは その代表者等	代表者等	当該顧客等の 当該代表者等の
		当該顧客等と	当該顧客等	当該代表者等	当該代表者等の
第六條第二項各号列	第六條第一項第一号 カ	代表者等	当該顧客等（住民基 本台帳法（昭和四十 二年法律第八十一号 ）の適用を受けない 者又は同法第十七条 第三号に規定する国 外転出者に限る。以 下カ及びヨにおいて 同じ。）又はその代 表者等	当該代表者等（住民 基本台帳法（昭和四 十二年法律第八十一 号）の適用を受けない 者又は同法第十七 条第三号に規定する 国外転出者に限る。 以下カ及びヨにおい て同じ。）	当該代表者等の 当該代表者等の
		当該顧客等の 代表者等	当該顧客等又はその 代表者等	当該代表者等 当該代表者等の	当該代表者等 当該代表者等の

第六條第二項各号列	第六條第一項第一号 ルからヨまで	代表者等	当該顧客等の 当該顧客等と	代表者等	当該顧客等の 当該代表者等の
		当該顧客等と	当該顧客等	当該代表者等	当該代表者等の
第六條第二項各号列	第六條第一項第一号 「項を加える。」	代表者等	当該顧客等と	代表者等	当該顧客等の 当該代表者等の
		当該顧客等と	当該顧客等	当該代表者等	当該代表者等の

記以外の部分		当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
〔略〕	当該顧客等の本人確認書類	当該顧客等の本人確認書類	当該代表者等の本人確認書類
	国外転出者である当該顧客等	国外転出者である当該代表者等	該代表者等
	場合又は同項第三号ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合	場合	当該代表者等の住居
	当該顧客等の住居		当該代表者等の住居

2 前項の規定にかかわらず、特定事業者は、法人である顧客等との取引を行うに際しては、当該法人の代表者等（住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）から当該代表者等の本人確認書類の写し（当該本人確認書類の写しに当該代表者等の現在の住居の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該代表者等の現在の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要

記以外の部分		当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
〔同上〕			

2 前項の規定にかかわらず、特定事業者は、法人である顧客等との取引を行うに際しては、当該法人の代表者等から当該代表者等の本人確認書類の写し（当該本人確認書類の写しに当該代表者等の現在の住居の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該代表者等の現在の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することにより法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用す

郵便物等として送付することにより法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）又は第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認を行うことができる。

3 特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号ロ、ト、又、カ若しくはヨに掲げる方法又は前項の規定により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該代表者等の住居に代えて、当該代表者等から、当該代表者等に係る顧客等（国等（人格のない社団又は財団、令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）に限る。次項第三号において同じ。）の本店等若しくは営業所若しくは当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

4 特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号ロ、ト、カ若しくはヨに掲げる方法又は第二項の規定により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

一 当該特定事業者の役員が、当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しに記載され、又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録されて

る場合に限る。）又は第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認を行うことができる。

3 特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号ロ、チ、リ若しくはヲに掲げる方法又は前項の規定により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該代表者等の住居に代えて、当該代表者等から、当該代表者等に係る顧客等（国等（人格のない社団又は財団、令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）に限る。次項第三号において同じ。）の本店等若しくは営業所若しくは当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

4 特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号ロ、チ若しくはリに掲げる方法又は第二項の規定により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

一 当該特定事業者の役員が、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該代表者等の住居に赴いて当該代表者等に取引関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

いる当該代表者等の住居に赴いて当該代表者等に取り引関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

〔二・三 略〕

5 「略」

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法）

第十四条 法第四条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認の方法は、次の各号に掲げる方法とする。この場合において、同条第二項第一号に掲げる取引に際して当該確認（第一号に掲げる方法が第二号口に掲げる方法によるもの（関連取引時確認が、同項に規定する取引に際して行われたものであって、第一号に掲げる方法が第二号口に掲げる方法によるものである場合におけるものを除く。）を除く。）を行うときは、関連取引時確認において用いた本人確認書類（その写しを用いたものを含む。）及び補完書類（その写しを用いたものを含む。）以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの少なくとも一を用いるものとする。

一 第六条（第一項第一号チを除く。）又は第十二条（第二項を除く。）に規定する方法

二 次のイ又はロに掲げる前号に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める方法

イ 第六条第一項第一号イからトまで、又（写真付き本人確認書類提示等措置がとられているものに限る。以下イにおいて

〔二・三 同上〕

5 「同上」

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法）

第十四条 「同上」

一 第六条（第一項第一号ヌを除く。）又は第十二条（第二項を除く。）に規定する方法

二 「同上」

イ 第六条第一項第一号イからリまで及びヲ（写真付き本人確認書類提示等措置がとられているものに限る。）（これらの

同じ。）、カ及びヨ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二号並びに第三号イ及びニに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）若しくは補完書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類（第六条第一項第一号ホからトまで、又、カ若しくはヨ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客等若しくは当該代表者等の本人特定事項の確認を行う場合又は第六条第一項第三号ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合にあっては、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写し）の送付を受ける方法

ロ 第六条第一項第一号リ、又（特定電磁的記録送信等措置がとられているものに限る。）及びルからワまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三号ロ、ハ及びホに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類

規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二号並びに第三号イ及びニに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）若しくは補完書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法

ロ 第六条第一項第一号ル、又（特定電磁的記録送信等措置がとられているものに限る。）及びワからヨまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三号ロ、ハ及びホに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類

の提示を受け、又は当該本人確認書類（第六条第一項第一号
リ若しくはル（第十二条第一項において準用する場合を含む
。）に掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者
若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当
該顧客等若しくは当該代表者等の本人特定事項の確認を行う
場合又は第六条第一項第三号ロ、ハ若しくはホに掲げる方法
により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である
当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合（以下ロにおい
て「住民基本台帳法の適用を受けない者等の本人特定事項の
確認を行う場合」という。）にあつては、当該本人確認書類
又はその写し）の送付を受ける方法（当該本人確認書類又は
その写しに当該顧客等又は当該代表者等の現在の住居又は本
店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該
方法に加え、当該顧客等又は当該代表者等から、当該記載が
ある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書類の提示を受
け、又は当該補完書類（住民基本台帳法の適用を受けない者
等の本人特定事項の確認を行う場合にあつては、当該補完書
類又はその写し）の送付を受ける方法）

〔2〕4 略〕

（確認記録の作成方法）

第十九条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次
の各号に掲げる方法とする。

一 「略」

二 次のイからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イから

の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写しの送
付を受ける方法（当該本人確認書類又はその写しに当該顧客
等又は当該代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事
務所の所在地の記載がないときは、当該方法に加え、当該顧
客等又は当該代表者等から、当該記載がある当該顧客等若し
くは当該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書
類若しくはその写しの送付を受ける方法）

〔2〕4 同上〕

（確認記録の作成方法）

第十九条 「同上」

一 「同上」

二 次のイからヨまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イから

カまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（ト）に掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

イ 「略」

「号の細分を削る。」

ロ 第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し

ハ 第六条第一項第一号へ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又はその写し

ニ 第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類若しくはその写し又は当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報若しくはその写し

ホ 第六条第一項第一号チ若しくはヨ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法又は第十二条第二項の規定により本人特定事項の確認を行ったと

ヨまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（リ）に掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

イ 「同上」

ロ 第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報又はその写し

ハ 第六条第一項第一号へ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し

ニ 第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報又は当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又はその写し

ホ 第六条第一項第一号チ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類若しくはその写し、当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

ヘ 第六条第一項第一号リ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法又は第十二条第二項の規定により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類の写

き 当該本人確認書類の写し（当該補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該本人確認書類の写し及び当該補完書類又はその写し）

「号の細分を削る。」

へ|| 第六条第一項第一号リ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該特定電磁的記録又はその写し

ト|| 第六条第一項第一号ルからワまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

チ|| 第六条第一項第一号カ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類若しくはその写し又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

リ||カ 「略」

2 「略」

（確認記録の記録事項）

第二十条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

「一〜三 略」

四 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認

し又は当該補完書類若しくはその写し

ト|| 第六条第一項第一号又に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類の写し

チ|| 第六条第一項第一号ル（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該特定電磁的記録又はその写し

リ|| 第六条第一項第一号ワからヨまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

「号の細分を加える。」

ヌ||ヨ 「同上」

2 「同上」

（確認記録の記録事項）

第二十条 「同上」

「一〜三 同上」

四 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認

書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき（第六条第一項第一号ト若しくはカ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第十四条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときを除く。）は、当該送付を受けた日付

五 「略」

六 第六条第一項第一号ロ、ト、チ、ヌ、カ若しくはヨ（これらの規定（同号チを除く。）を第十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあつては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第十二条第二項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付

「号を削る。」

七 第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送付を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報の送付を受けた日付

八 第六条第一項第一号へ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特

書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき（第十四条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときを除く。）は、当該送付を受けた日付

五 「同上」

六 第六条第一項第一号ロ、チからヌまで若しくはヨ（これらの規定（同号ヌを除く。）を第十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあつては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第十二条第二項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付

七 第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送付を受けた日付

八 第六条第一項第一号へ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送付を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報の送付を受けた日付

九 第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特

<p>定事項の確認を行ったときは、特定事業者が半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号へ(1)又は(2)に掲げる行為を行った日付</p> <p>九 第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認書類の送付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付</p> <p>十 第六条第一項第一号カ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認書類の送付又は本人確認用画像情報の送信を受けた日付</p> <p>「十一〜三十一 略」</p> <p>「2・3 略」</p>	<p>定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ト(1)又は(2)に掲げる行為を行った日付</p> <p>十 第六条第一項第一号チ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認書類の送付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報若しくは本人確認用画像情報の送信を受けた日付</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「十一〜三十一 同上」</p> <p>「2・3 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、令和九年四月一日から施行する。